

平成19年第1回邑楽町議会定例会議事日程第2号

平成19年3月7日（水曜日） 午前10時開議  
邑楽町議会議場

第 1 一般質問

○出席議員（20名）

1番	後藤勝子	議員	2番	松島茂喜	議員
3番	加藤和久	議員	5番	小倉孝夫	議員
6番	金子正一	議員	7番	小島幸典	議員
8番	立沢稔夫	議員	9番	小倉修	議員
10番	横山英雄	議員	11番	本間恵治	議員
12番	細谷博之	議員	13番	相場一夫	議員
14番	中川健治	議員	15番	桜井征男	議員
16番	青木久	議員	17番	千金楽幸作	議員
18番	松原市祐	議員	19番	新島正	議員
20番	石井悦雄	議員	21番	大野栄	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

久保田文芳	町長
石井征彦	助役
川田定昭	教育長
小林徳義	総務課長
立沢茂	企画課長
神谷長平	庁舎建設室長
小島哲幸	税務課長
宮沢孝男	産業振興課長兼農業委員事務局長
並木邦夫	生活環境課長
増尾隆男	保険年金課長
横山正行	土木課長
中村紀雄	都市計画課長
岡村静代	住民課長
諸井政行	福祉課長
金子重雄	会計課長
石井貞男	水道課長
遠藤幸夫	学校教育課長

堀 井 隆 生涯学習課長

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

田 口 茂 雄	事 務 局 長
飯 塚 勝 一	書 記

---

◎開議の宣告

○中川健治議長 これより本日の会議を開きます。

[午前10時03分 開議]

---

◎一般質問

○中川健治議長 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

---

◇ 松 島 茂 喜 議 員

○中川健治議長 2番、松島茂喜議員。

○2番 松島茂喜議員 おはようございます。2番、松島でございますが、通告に従いまして、順次質問をさせていただきたいと思っております。

多々良沼の白鳥も、里帰りといいますが、遠くシベリアへ帰る仕度を終え、約半数帰っているようでございますけれども、いろんな意味で巣立ちの時期かな、また旅立ちの時期かなというふうに思います。

さて、早速ではございますが、質問に入らせていただきますけれども、まずは選挙公報の発行についてということでお伺いをいたします。

現状では邑楽町、当町においては、この選挙公報の発行というのは行われておりません。実際に町村レベルではまだまだ取り組んでいるところは、これは少数ということでございます。聞くところによりますと、群馬県下でも町レベルではまだ2町のみと。近隣では、大泉町が条例制定をして実際に選挙公報の発行を行っているということでございますけれども。現行の公職選挙法の中では、第172条の2というところに、朗読をさせていただきますが、このように記載をされております。「都道府県の議会の議員、市町村の議会の議員又は市町村長の選挙（選挙の一部無効による再選挙を除く。）においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、第167条から第171条までの規定に準じて、条例で定めるところにより、選挙公報を発行することができる」ということで、任意制の選挙公報の発行を認めております。

また、その発行の必要性について、最初にお伺いをするわけですが、有権者の立場に立ったときに果たしてこれが本当に必要かどうかということでございますけれども、その部分が一番重要になってくるかと思っております。出馬をする立候補者にとっては、まずは選挙活動の中では政策的なことを訴える手段というのは、選挙に入ってから街頭に出て街頭演説、それから選挙用のはがきが800枚町レベルでは認められておりますので、それによるものに限られてしまうというのが今のところの現状かというふうに思います。また、選挙自体も、非常にこれは大きく変わってきている。いろん

な意味でそれは言えるかなと思うのですが、町民からもやはり、だんだん、だんだん、地縁血縁選挙から政策的な部分で判断をしていく、また基準が変わってきているということから、やはり実際に有権者の方からも候補者の政策がどうしても見えにくい、こういった指摘を受けているのは事実でございます。ですから、やはり一目で1枚のそういった公報で、候補者の顔ぶれ、また何をやるのか、どういうことを訴えていくのか、またその人の経歴ですとか、そういったものになるかと思うのですが、それがやはり一目でわかるものというのと、どうしても選挙公報以外には今のところないのではないかというふうに思います。その発行の必要性について、私、述べたところでございますけれども、町側はどういったその必要性について考えているのか、まずは伺いたします。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 選挙公報の発行について、必要性ということでありまして、町民にとってそういった公報が出るということについては、その候補者の考え等、いろいろな部分についてわかりやすいと思います。そして、また議員や町長として出ていく場合には、やはり自分の考えが町民にこれは伝わった方がいいわけでありまして、町民にとっても、また候補者にとってもこれはいいことだと思えます。そして、私も議員のときからいろいろとそういった部分では大変苦勞した部分がありまして、自分の考えをいかに伝えるかという部分では大変な部分がありました。そして、今までの選挙といいますか、地域対抗みたいな選挙の場合は、その地域の有力者が出てきて、大体そこから当選していくというような形だったのかなと思いますけれども、今は若い人たちが出ていく場合に、やはりなかなか地域にまだ溶け込んでいない、そして自分の知名度もない、そして多くの人に知らせる手段もないという場合に、やはりこういった公報があることによって若い人でも出やすい環境にもなっていくだろうし、公報の必要性については、私も、候補者、そして町民にとってもプラスになることだろうというふうには考えております。

また、総務課長の方から補足があると思っておりますので、少し補足させたいと思えます。

○中川健治議長 小林総務課長。

○小林徳義総務課長 ただいま町長の方からも必要性等についてはお話があったところでございますが、私今預かっている職務からしますと、選挙管理委員会の書記長という立場でございますので、選挙管理委員会を代表してというわけにはいきませんが、考え方とすれば、やはり選挙管理委員会の委員の皆様とも協議を重ね、住民の有権者の方々に多くの意見をお知らせし、なおかつその中から選択肢として投票のなお一層の投票率向上に向けても必要ではないかというふうに、私個人としましては考えております。

以上です。

○中川健治議長 松島議員。

○2番 松島茂喜議員 ただいま町長並びに総務課長の方からご答弁いただきましたけれども、いろ

いろな、もちろん候補者の判断基準というのは有権者それぞれさまざまですから、やはりこれは当然有権者にゆだねられているという部分は、これは間違いないと思います。しかし、今総務課長の方からもありましたけれども、投票率のアップ、それにはかなり有効的なものかなというふうに思います。実際のところ、政治への関心が薄れ、投票率の低下というのが、これは全国各地で発生しているわけでありまして、やはりその投票率のアップを促す一つの手段、また方策としましても、非常に選挙公報の発行というのはこれは有効的なかなというふうに考えております。

町レベルでこの条例を制定をしているところは、これは全国を見れば多数あるわけでありまして、その条例の制定されたもの、中身を見ますと、これ制定していくという方向での話になりますけれども、一番やはり弊害となるというか、どうしても壁に当たるのが、その頒布の方法です。これは町レベルでありますとやはり5日間しか選挙期間ございませんので、その間に、では、果たして選挙公報を作成して全戸に配布できる状況ができるかというところで、非常にこれは苦慮している状況にあるようです。実際にその頒布の方法として区長宅からおうら広報のように同じように配布していただく方法や、それからもうやむを得ない事情による場合はやはり新聞折り込み、こういったものを使っているところが大方かなというふうに思うのですが、いずれの方法をとっても、全世帯すべての有権者に渡せるかということ、これはちょっと難しい状況かなというふうに思いますし、またその予算的な部分でも、どれくらいの予算を要するかということもまだ調査の段階ですので私も明確には申し上げられませんが、それは費用もかかっている。いろんな面でやはりそういったリスクといいますか、その発行に当たっては、やはりスムーズにどうしてもいかない部分というのはあるかと思えます。しかしながら、先ほどもちょっと触れましたけれども、現行の公職選挙法の中では、やはり任意であっても公報を認めているわけですから、できる限り今の時代の流れだとか、選挙のあり方や、また時代の変化に対応していくためには、これはどうしても私は必要になってくるのではないかなと思うのです。ですから、首長選挙、それから町会議員選挙ありますけれども、やはり段階的に、これは今総務課長の方からも答弁ありましたように、選挙管理委員会の中でやはりこれは議論をして精査をしていただきたいなというふうに思います。

また、今私もデメリットといいますか、リスクの部分をお話いたしましたけれども、その可能性といいますか、発行の可能性として、置かれた町の状況によってこれは大きく異なると思うのですけれども、当町においては、その可能性とすれば、これはあるのか、それとも全くないのか、そういったことについてどうなっているのかということをお話していただきたいと思えます。

○中川健治議長 小林総務課長。

○小林徳義総務課長 発行の可能性についてということですが、発行そのものということにとらえれば、これは可能だと思います。議員がおっしゃっていましたように、配布のことが発行する場合に一番ネックになってくるかなという今心配をしております。現実に町議会議員並びに町長

選挙ということになりますと、告示から投票日までで6日間ということですので、発行する場合に、告示日は作業そのものとする整理をするという程度になってしまうかと。投票日は除きますから、間は4日ということになります。その投票の前日までには各戸に配布するということを念頭に置いて整理をしていかなければなりませんので、そういう意味では、区長を通じて班長を通じ各戸へ配布するということを、今の行政区の区長さん方のご理解を十分に得た上でないと、取り組みについて、可能性とすれば十分ですという返答にはなかなか得ないという状況と踏まえています。先ほど選挙管理委員会の話も出ましたが、区長会等においても、その辺のお話を申し上げて、理解を得るように努力はしていきたいというふうに考えています。

○中川健治議長 松島議員。

○2番 松島茂喜議員 今総務課長の答弁を伺いましたら、やはりその頒布の方法についてが最大のこれは山なのかなと、壁になるのかなという気がいたします。先ほど以来触れているところではありますけれども、今大きく時代も変革期、また過渡期と言われている時代であります。それに伴って、やはり住民のニーズも多様化していく中で、公職選挙法の改正もつい最近行われました。どの部分かという、新聞報道でご承知かと思えますけれども、国会で成立したのがことし2月21日、まだごく最近であります。それ公布されたのが2月28日、また改正案が施行されるのが3月22日からということになっておりますけれども、地方公共団体の長の選挙におけるビラの頒布の解禁ということで、マニフェスト的なものですね、これのビラが選挙の規模によってももちろん発行できる枚数ですとか条件は異なりますが、やはり政策的な内容を有権者にこれは広く訴えていくという状況整備がこれはできてきたかなと。また、その背景にも、先ほどから申し上げているとおり、選挙に対する考え方といいますか、そういう有権者の意識もこれは変わってきたということが、この法改正の背景にあるのではないかというふうに思います。総務課長の答弁にもありましたように、ぜひともその発行できる可能性があるのだとすれば、最善の方策をやはり考えていただいて、その発行に向けて、これは検討、協議していただきたいというふうに切にお願いをいたしまして、この件についての質問は終わります。

続いていきますけれども、行政評価とパブリックコメントについてということでございます。この行政評価でございますが、私はこれでこの一般質問の中で申し上げてきているのが3回目になります。1回目は平成17年9月議会、約1年半前、それから2回目が18年3月の定例会、ちょうど1年前になるわけでございますけれども、これで3度目の質問になっております。行政評価システムは何ぞやというところから始まりまして、またその必要性についても町長にも答弁をいただいているところであります。1回目のときには町長の方からも、これは必要であるし、またやっつけていかなければならないというふうには思っているよというご答弁でございました。やはり地方分権が進んで、ますます自治体間競争が激しくなってきたおわけでございますから、当然生き残りをかけて各自治体、職員、議員、それから住民、町行政執行部、もちろんすべてが協働した町づくりをこれ

は行っていかなければ、当然生き残りは図れない。非常に財政的にも危機的状況になっているというのが現状であります。そういった状況を一刻も早くやはり打破するためには、私は、この行政評価システムの構築というのはこれは必要不可欠であるというふうに今までも申し上げてまいりました。しかし、この1年半、私が質問を最初にしてから1年半経過しておりますけれども、その中で、こういったこの間に取り組みを行ってきたのか、全くされていないのか。その部分については私も伺った経緯がございませんので、ぜひとも今回はその部分について、どのくらいのところまでこれは進んでいるのか、その点についてご説明をいただきたいというふうに思います。

○中川健治議長 立沢企画課長。

○立沢 茂企画課長 お答えいたします。

これまで、議員からは行政評価導入の必要につきまして2度の一般質問をいただいているところでございます。これまでの町の動きにつきましてご説明を申し上げます。

既に議員ご承知のことと思いますが、この行政評価システム導入に関しましては、国の示した地方行政改革指針による地方行革の推進としまして、平成11年度中に集中改革プランの公表が義務化されました。本町におきましても、平成18年3月、町の行財政改革の指針となる邑楽町集中改革プランの公表を行ってまいりました。さらに、18年度を初年度といたしまして第五次総合計画も策定され、町づくりの推進が行われているところでございます。これらの計画の中で、行政評価システムの導入の検討について述べております。

現在までのその取り組みの状況でございますが、昨年7月から第五次総合計画に係る評価の方法についての検討を開始いたしました。そして、9月、第四次総合計画の実績が確定しましたことから、継続事業等の精査、検討を行ってまいりました。さらに、10月、町づくり座談会を開催しまして、住民の皆さんから町づくりについてのご意見をいただく機会を設け、多くの意見をいただき、その集約を行ったところでございます。そして、現在は、平成19年度中の試験的導入に向けて総合計画との整合や予算との整合、またわかりやすい事務事業評価シート案の検討を行っているところでございます。事務事業の数で申し上げますと、合併協議会時の事務事業のすり合わせの数が1,520と言われておりました。今回第五次総合計画の基本計画から施策項目を拾い出しましたところ、1,100近い事務事業の数となっております。今後は、各担当サイドで施策や事務事業ごとの評価の必要性について検討を行い、評価すべき対象事業が決まってくるものと思います。

取り組みの中で、課題や問題点等もございます。今の時点での想定されることは、各課横断的な事業についての判断基準、それから成果指標の設定の難しさ、予算との整合性、評価者に対する知識や技術的な支援、それから評価技法の習得、これらが想定されるものでございます。

今後の進め方となりますが、課長職でつくる、これは仮称ですが、行政評価システム導入検討委員会の設置、さらに行政評価システム試験的導入のための活動指標、成果指標の設定検討に係長職で対応していく方向で考えているところでございます。それらの中で検討、協議を重ねた後、成果



の取り扱い等の管理職研修や目標時の設定のための一般職研修、いわゆる事務事業評価シート作成のための研修を行っていくという、そのようなスケジュールになろうかと思っております。19年度中の試験的導入に向けて、努力してまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○中川健治議長 松島議員。

○2番 松島茂喜議員 その取り組み状況ということで今企画課長の方からご答弁をいただきました。思っていたよりこれは進んでいるのかなという感じを受けましたけれども、やはり庁舎の建設が今進められておりますが、その庁舎も約1年後にはこれはオープンするというところでございます。その建物が、もちろん今までと比べればこれは数段にレベルアップすると。しかし、もちろんその対価として血税の中から基金を取り崩して、それでやはり建設するわけですから、その何倍ものやはりこれは住民サービスというものに還元されていかなければ、これは大きな庁舎で小さなサービスになってしまうわけですね。ですから、庁舎建設が完成に至るまであと約1年という期間があります。その期間の中で、どれだけやはりこの行財政改革を含め、こういった行政評価もその手段の一つだと思えますけれども、それをどれだけ進められていけるかというところがこれ非常に重要な私がかぎになるのではないかと思います。そんなにゆっくりやっぱりやっている状況には私はないと思えます。平成19年度の予算もきのう上程されました。非常にこれは基金の取り崩し等ふえております。非常にこれは厳しい予算組みになっているというのは、これは大方の恐らく実感していることだと思えます。

そういった中で、本当に事務事業は1,000を超える事務事業があるわけですがけれども、その中でどういったものが対象になるかということで今精査をしている段階だというお話もございました。やはりその中でも、私は、町長の前の答弁もそうでしたが、むだな事業はないよというような答弁をいただいたことがあります。でも、本当にそうなのかというところは、これはサービスを受けている住民側がやはり判断をしなければわからない部分があると思えます。実際に100%むだだということはないと思えますけれども、時代のニーズにはこれは余りふさわしくないといえますか、これは不適合にだんだん増えてきたという事業も、長年続けているものの中で必ずあると思えます。そういったものをどんどん、どんどん、やはり変えていく、新しい事業に転換していく、こういったことというのはこれはもう必要だと思うのです。それをするためには評価を受けなければ何も始まらないというところですから、ぜひそういったことも踏まえて、やはり早急にこの部分については取り組んでいただきたいというふうに思います。

一つ、最近の事例としてありましたけれども、当町においてですが、第3子の出産祝金ということで、現行20万からこれ10万に引き下げていく、そういったことが行われるようでございます。また、そのかわりといまして、もちろん小学校1年生までの医療費を無料化にしていく。こういった取り組みがなされていくわけです。これは本当に私自身、これは個人的な見解になりますが、

これは子育て支援事業を包括した見方になりますけれども、これはすばらしい私は事業の転換だと思ふのです。平成15年に第3子の出産祝金20万円支給すると、そういうことが制定されておるわけです。不思議と首長選挙が行われるときにはどうしてもそういったばらまきの方策といいますか、施策がどうしても生み出されてしまってきた。しかし、20万円、では、もらえるから3子目つくろうかということにはもちろんならないでしょうし、単発的にその20万円という金額を現金で受け取ったからといって、では、果たしてそれが本当に子育てに子育て支援策として有効なのかということ考えた場合には、やはり先ほども言いましたけれども、小学校1年生までの医療費の無料化というふうに事業を拡大していくことの方が、よほどこれは私は事業施策としてはすばらしい転換だと思ふのです。やはりそういった、お金があり余っている時代ではもちろんないわけですので、できる限り少ない予算、財源で、それで今まで以上に効率的な行政事務を行って経費の削減に努めて、それで町民に大きなサービスとして還元していくのが、これは役所の、役場の仕事です。当然みんなこの自治体でもそういったことで競争が起きているわけですので、そういったことを勘案しますと、やはりこの行政評価システムというのはどうしても私は必要だと思ひます。

もちろん、縦で割った行政の中で、ずうっと長年仕事をしていると思ひます。ですから、それぞれの課においてやっている事務事業については、もうそれはさまざまだと思ひます。しかし、行政評価システムの構築をするときに、どこの自治体でもまず壁に当たるのは、これは多くの事例私も見てみましたが、行政評価システムの構造というのが2通りに分かれる。プログラム評価型と言われる行政評価のシステム、これはどういうものかということ、狭く、そして深く、分野的に狭い分野の中で深く掘り下げたところで評価をしていく、評価をもらう。それがプログラム評価型。また一方、業績測定型、これは逆に広く浅く評価をもらう。いわゆるPDCAサイクルというものがされている中で、やはり広く浅く事務事業について評価をもらう。また、職員自身も自分が行っている事業に対して評価をしていくというのが業績測定型。大方この業績測定型の方の構築をしている自治体が多いようであります。それはどちらを採用するかということについては、当然その自治体の置かれた状況によってこれは大きく変わるとは思ひますけれども、やはり先ほどの課長の話の中で、どうもコンサルタント会社とか、今結構あります。そういうところをやはり入れて、手づくりではなくて、やはりそういった業者をお願いをしていっている自治体も結構あるみたいです。しかし、やはりどうしても手づくりでないと、始めた当初はいいのですけれども、途中で行き詰まってしまって、結局はそのシステム自体が崩壊してしまうというような例もあるみたいですし、改善も頻繁に行わなくてはならない。そういったことを考えると、やはり手づくりで進めていっていただけた方がもちろんこれはいいのかなというふうにも思ひます。

今ちょっと、行政評価システムの中が2通りに大きく分かれるというお話をさせていただきましたけれども、一方で、プログラム評価型という、狭く、また深く、掘り下げた中で評価をしていくという部分なのですが、どうしても両方の形を並行してやっていくことは非常にこれは難しい。そ

れで、狭く、深く、事務事業の評価を受ける。また、町がやっている事業に対してさまざまな提言、また指導を町民からいただく。そういったことで、今パブリックコメントということでやはり取り組んでいる自治体も、これはかなり多くなってまいりました。特定の項目について重要な施策等が対象になっているようでございますけれども、広くやはり町民の皆様から、また専門的な専門家の方々から、さまざまなそういった見地から、重要施策についてその施策の形成過程の段階で提言等意見を募集する、これがパブリックコメント制度です。また、条例制定したり、要綱で決めたりと、やり方はその自治体によってさまざまのようでありましてけれども、やはり行政評価のパブリックコメントを、理想はですけれども、同時に進行していく、またそういうことも必要なのかなというふうに思います。一遍にというわけにももちろんいきませんし、行政評価の部分についても、やはり課長の答弁にありましたように、非常にいろいろなやはり弊害等あるようでありまして、その部分が一遍にということではないですけれども、取り組んでいる自治体もこれはどんどん、どんどん増加をしています。町村レベルにおいても、相当な数にだんだん、だんだん増えてきております。ホームページの有効的な活用といったこととして、やはりパブリックコメントの部分についても取り組んでいる自治体がふえてきております。こういった行政評価だとか、パブリックコメントの部分については、行政の説明責任といいましょうか、その透明性をさらに高めていく、これが一番のもちろん目的でもありますし、当然それによって職員の意識改革から始まり、それで経費の節減も行われていく、また効率的な行政運営もそれによってされていくという、そういう効果を発揮することには大きなやはり期待が寄せられると思います。パブリックコメントについての必要性というもの、これは私は非常に高くなってきていると思いますけれども、その部分について町長はどのようにお考えなのでしょうか。その部分について、ちょっとお伺いをいたします。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 お答えします。

行政評価については、これについては導入していきたいと思っております。そして、これをやることによって、やはりいろいろなものがまた違った角度から見えてくるだろうと。そして、職員にとってもいろんなものが見え、また職員の意識も変わってくるのではないかというふうに期待もしているところでもあります。ただ、いろいろな事務の項目もたくさんあるということで、どういったものから取り組んでいこうかということで今思案をしているところでもあります。さらに進めていく方向で努力をしていきたいと思っております。

いろいろな都市計画決定、または下水道の工事等々、大きな事業をやるときには、もちろん町民の意見等を聞きながら進めていくわけでありまして、さらにいろいろな事業に取り組む中で、町民の意見を聞いていこう、また透明性の高い行政執行をしていかなければならないと思っておりますので、こういった部分にも、ルールを決めた中での行政運営というのは必要だろうと思っております。

行政評価システムとその結果を受けて、そして町民にも公表し、いろいろな意見を聞いていくということは必要だろうと思っておりますが、一遍にすべて、なかなか、やりたいところでもありますけれども、非常にいろいろな取り組みに当たってのまだ検討しなければならない部分等もありますので、この松島議員からの提案については前向きに行っていきたい、検討していききたいというふうに思っているところでありますので、ご理解とご協力をいただければと思っております。

○中川健治議長 松島議員。

○2番 松島茂喜議員 この行政評価についても、これに限らずですけれども、町づくりと一言によく言いますが、私は、その町づくりのやり方、仕方というのは山ほどその方法というのはあると思うのです。しかし、もう今こういったもちろん地方財政の中で、財政状況の中で、できる限りの町民へのサービス低下につなげないように、やはりいろいろな方策を打ち出して、またアイデアをもってそれぞれの自治体が行いなさいと。それが地方分権の流れになっているわけですが、なかなか財源的なものが委譲されてこない事務事業ばかりどんどんふえていく。非常にこれはパンク状態という声もちろんあります。しかし、では、本当に事務事業が効率化されているかどうかということについては、私まだまだ検討の余地というのはいっぱいあると思うのです。そういう中で一つの手段として、もちろんパブリックコメントもそうですし、行政評価についてもそうですし、これは必要でしょうというようなお話をしているわけです。一言に言えば、住民も、それから町行政も、議会も一体となって、協働した町づくりをやはりこれは進めていくと、これに尽きると思うのです。そういう状況づくりをやはりしていかななくては、もう必ずこれは町も衰退しますし、事例を挙げて申しわけありませんが、よく北海道の夕張市やっていますけれども、財政再建団体という状況に、これは私、5年の間に相当な自治体がやはりそういった状況にこのままでいくとなってしまうのではないかというふうに思います。

邑楽町がどうかというところでもありますけれども、決してこれは例外ではないでしょう。ですから、そういった危機感をやはり持っていただいて、その仕事にどんどん打ち込んでいただきたいというふうに思いますけれども、評価を受けるということ自体がなかなか今までありません、自治体においては。ですから、評価を受けることに私非常にこれは抵抗があったり、アレルギー反応が出たり、非常にこれは評価を受けることについて抵抗があるのだと思うのです。だから、そういった部分をやはりぬぐい去っていただきたいです。人事評価とか、もちろん学校においても学校評価だとか、いろいろ評価については行われております。それを強行して、何でもかんでも評価を受けるのが当たり前だというような考え方に立ってやるのではなくて、まずは自分が自分を評価してみようというところからやはり進めていってもらいたいと思います。そうすれば、必ずややはり職員の意識も変わってくるでしょうし、当然我々議会もそうですし、それに伴って議会改革もちろん行っていかなければなりませんし、どんどん、どんどん、やっぱり底上げ的なレベルアップを図っていくことがそういった協働した町づくりに私はつながっていくと思います。そういったことからして

も、この行政評価の取り組みについては、ぜひともどんどんスピードを速めていただいて、やはり導入に向けて積極的な動きを期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○中川健治議長 暫時休憩します。

[午前10時45分 休憩]

---

○中川健治議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

[午前10時59分 再開]

---

◇ 小 島 幸 典 議 員

○中川健治議長 7番、小島幸典議員。

○7番 小島幸典議員 7番の小島幸典です。議員の責務により、通告どおり質問をいたします。

きょうの一般質問は、私の支持者763人と福祉に理解を示してくださっている邑楽町民の代弁者として、勇気と情熱を持って町執行部に提案、質問いたします。町民によくわかる言葉で説明、回答願います。

平成18年9月定例議会で、地域密着型介護老人福祉施設の早期再募集と町単独支援等補助を提案しました。また、福祉施設運営委員会でも補助金を出して早急に募集をと意見もあるからと、さきの議会での説明では、町と協議をしてと前向きな答弁を課長はしてくださいました。しかし、地域密着型サービス事業公募要綱を見ると、町の単独補助はなしと明記されていました。18年度申請された法人と企業は申し込みできないとあり、施設誘致の意欲が全く感じられず、憤慨しているのは私だけではありません。約93人の施設入所希望者も同じ思いではないでしょうか。

昨年11月14日、総務文教委員会で福島県飯舘村に研修に行き、勉強してきましたが、飯舘村では人口6,590人で100床のところがあり、邑楽町に対比すれば、本町は人口約2万8,000人ですから、私の計算だと400床あってもいいのではないかと、そう思っている次第であります。

邑楽町の福祉行政は衰退しています。私は1月の全協で、邑楽町の地域社会のために一生懸命福祉の仕事をしたという企業や法人があれば、アメリカの企業でも支援、援助も必要ではないかと訴えたことを、町長初め執行部の方は記憶していると思います。邑楽町第五次総合計画の将来像アンケートの中で、「子供とお年寄りを大切にする町」の項目が12項目の中で断トツ1位のアンケート結果が出ています。それなのに、18年度の募集要綱とほぼ同じような募集の内容である。福祉に対する熱意が全然感じられない。残念に思います。町執行部及び—————も、地域住民福祉のために、建設希望があったら支援方法を考えていろいろの方策を討議し、よい町づくりに邁進してもらいたい。そのわけは、個室30床の施設の建築費は約2億円と私は試算をしています。そのうち、約4,000万から5,000万円の国と県の補助が出たとします。そうすると、1億5,000万円の

資金が必要であり、また人件費と雑費を計算しますと、1人従業員が20万とします、給料ですね。それと光熱費とか機械費とか。そして、30床の施設をつくるのには20人から23人ぐらいのスタッフが必要であります。20人と計算して1カ月400万円、3カ月で1,200万円の運転回転資金が必要と計算が出ます。創業者には短期6カ月から1年の利子補給だとか貸し出しだとか考えるのが普通でしょう。施設ができれば雇用が促進され、毎日毎日の食料や日用品等が消化消耗され、延々とランニング的にこれは経済効果があるわけです。経済効果がないものはばらまきといって、今は子供でもわかるはずです。

C町の施設があります、近くに。私の近所の人最近2人入所しました。若い人とお年寄り。18年9月の町民施設入所希望者は約93人あります、9月の調査で。町と近隣の施設を利用している人が約131人います。町の経済面から考えても、町民と町の交付金が町内企業に使われることは短期的にも長期的にも、先ほども申しましたね、延々と続きますよ。地域の人々の生活が安定し、住みよい町になります。町長、課長、—————は真剣にいろいろの方策を考え、対処していただきたい。また、子供は大人の背中を見て育つという格言があります。福祉事業は、子供たちには生きた自然のままの教科書です。心温まる相和の精神が芽生え、大人も子供も住みよい邑楽町になり、よい職業人も育つことと思います。また、在宅介護を希望する人も中にはいますが、それはそれでまたよいと思います。しかし、私の経験上、私は父を6年4カ月女房と見ましたけれども、どういうわけか夜と昼が反対になります。こういう状況が幾日か続くと、介護者は疲れます。それが現実であります。共倒れの危険があるのが実情です。ある新聞のアンケート調査でありますけれども、介護をしている65歳以上の介護者の中の850人を調査した中、3割の人が疲れて、「死にたい」と言っているという話が新聞記事に出ておりました。よく私はわかります。そういう実情を考えた場合、町は早急に補助援助対策を考えて、誘致すべきであります。町長の考えをひとつお聞かせ願いたい。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 お答えします。

福祉については、邑楽町はほかの町に引けをとらないという気持ちで頑張っていますし、また福祉の部分ではどこにも負けないでやっているというふうには自負もしております。手話通訳の派遣事業、また白内障の関係、福祉タクシー、身体障害者への介助の補助等々、福祉に関することは切りがないくらい町ではやっていると思っております。さらに、そういった中でも、福祉の充実をしていかなければならないというふうには考えておりますが、ご理解をいただきたいと思っております。

また、この地域密着型の施設についても、群馬県で3カ所ということで、ほかのところには負けないようにそういったサービスも充実させたいということから、町でも手を挙げて、ぜひやりたいのだという意思表示をしたわけでありまして、決してやらないとか、そういうような気持ちで臨んでいるわけでもありません。そして、介護者の気持ちも、十分理解しているつもりであります。介護

疲れをしている方、そして家族が介護によって崩壊してしまうような話もあるようではありますが、そういうことのないように、町としては、こういった施設については臨んでいきたいというふうに思っておりますし、この気持ちはだれにも負けない気持ちで今臨んでいるわけでありまして、ご理解をいただきたいと思っております。

補助金等についても、過去にも利子補給といった形で町の制度融資等も利用された例もあるようであります。いろんな角度から町の制度等も利用していただき、いろいろこの施設に臨んでいただける方がいればありがたいと思っております。

また、町の方から補助金というお話もありますが、大変今年度も厳しい状況でもありますし、ほかの二つの市もそういった補助は出していないというようなこと等もありますので、何分ご理解をいただきたいと思っております。ただ、その介護についての気持ちは、人一倍の気持ちはあるというふうに考えていますので、よろしく申し上げます。

今までの流れ等、課長の方から少し説明をさせますので、よろしく申し上げます。

○中川健治議長 増尾保険年金課長。

○増尾隆男保険年金課長 補足説明させていただきます。

19年度の状況と流れについてお答え申し上げます。平成19年度の地域密着型サービス事業公募は、趣旨及び選定方法、決定方法、補助金等は平成18年度と同様であります。公募する施設については、地域密着型介護老人福祉施設、入所者生活介護（定員30人未満）と小規模多機能型居宅介護の2施設であります。地域密着型の施設は、原則設置市町村の住民の方が利用する施設でありますので、介護保険がスタートする以前の措置という形で提供されてきました。福祉サービスの施設整備については、類似している点がございまして、介護保険がスタートする以前は、各市町村が県の福祉計画に基づき施設整備した場合、国、県、町の負担割合がありました。介護保険制度では、措置から契約に変更になり、これに伴い、施設整備の補助はなくなりました。ただし、地域密着型の施設については、平成19年度も平成18年度同様、国のみの補助はあります。町では、この施設として必要性を非常に強く感じていますので、申請相談時の現段階で設置希望者に対してできることは、資金面の相談としては、町の利子補給制度の活用と独立行政法人福祉医療機構の融資制度の活用等がありますので、お話ししたいと思います。

以上であります。

○中川健治議長 小島議員。

○7番 小島幸典議員 町長、また課長から今説明をいただきましたけれども、何ら前のときの説明と大差はないということは、今課長が話されたように、ことしの募集要綱と18年度募集要綱、何も変わってはいないのですね。これだと、町民、また福祉に関心ある人はこれは納得しませんよ。それで、財政のことですけれども、これは私も30円払ってちょっと調べさせてもらいました。新聞でもこういうふうに大きく出ています。そういう中で、実質公債費、これを先ほど町長、課長が説明

された中での3市町村、これの実質公債費だけ比べると、沼田市は17.2%ですか、それと太田市14.2%、邑楽町は8.8%なのですね。そして、12月31日現在の邑楽町の歳入歳出ほか現金、これ13億2,953万3,211円あります。財政調整基金にありましては55億5,745万8,550円あります。トータル的に68億8,699万1,361円となります。それで、3月には、恐らくまた繰越金が多少出るのではないかなというようなことを私は思います。今町長が首傾げていますけれども、こういうふうにお金払って調べて、これはうそではないです。こういう申請書を出してもらわなければならないけれどもね。そういうことを踏まえますと、利子補給を、先ほど話したけれども、3カ月、6カ月のお知らせだけでいいのですよね。企業の初めの運転資金というのは、今話したように一千何百万どこもないですよ。そういうわずかな心遣いが福祉なのですよ。これだけ眠っている金が、眠っているというか、みんな予定が組んであるのですけれども、ほかの町から比べれば3年間で破綻するなんてあり得ないのですよ、母ちゃんがしっかりしていれば、どこの家庭だって。親父さんが年中飲んだくれていれば、これはつぶれてしまうかもしれない。町長が飲んだくれていれば町もおかしくなってしまう。だけれども、ほかの町がこういう財政でありながら、太田市は、まだ4日か2日前にこういう新聞に出ていますけれども、福祉に関して全額町が出しますよと。やっぱり行政改革をして、いろいろ考えを出して、わずか利子補給の6カ月ぐらい、これが福祉の心なのですよ。出せねえ、出せねえなんて言っているのでは、ランニング的に町の金はふえないのですよ。よそへ行ってしまふ、みんな、よそへね。みんな日本じゅうが銭がないのですよ。いかにして回転させるか、ばらまきではなくて、戻ってくるお金を、考えてくださいよ。そういう思いで私は今ここに立っているのですけれども、その辺の考えをもう一度課長、考えるとか、考えないとか、言ってくださいよ。そうすれば、インターネットでこれは世界じゅうに回ります。邑楽町はやっぱり太田市の隣の町だと。そういう思いを、町民に安心させることも福祉なのですよ。その辺どうぞ。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 課長だと、やるとかやらないとかって言いにくい部分もあると思いますので、私の方からお答えしたいと思います。

基金については、トータルするとそのぐらいになるかなと思いますが、財政調整基金については、大変、こういった68億というようにお話だったようですが、財調については55億ですか、というようにお話だったのですけれども、そういうふうな数字にはならないというか、今現在は財調については大変厳しい状況で、十数億だったですかね……11億だったですかね、11億というように数字でありまして、またこれから取り崩し等も見込まれる中で、大変厳しくなってくると思いますので、ご理解をいただきたいと思います。ほかのいろいろな基金についても、これはいろいろな用途がありまして、これにあわせた中での使い道ということになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、利子補給については、町の制度融資の方、それが制度に合致すれば使えるわけでありませ



ので、利子の2分の1を3年間町の方から支援をさせていただいているというような形になると思います。これは設備投資、また運転資金等、両方の制度がありますので、そういったものも活用させていただければありがたいと思っております。

小規模多機能のこの施設については、18、19、20年ということで3年間のうちに実施したいといふことでもあります。今回の募集については、こういった今課長の方から報告した形でぜひともやらさせていただきたいと思いますが、ご理解のほど、いろいろとそういった施設をやる方々にとって大変厳しい状況であると。居宅、また食料費、またサービス料等々合わせますと、大変入居者にとっても15万円ぐらいかかってしまうような状況にあるようでもあります。そして、運営する方にとっても、職員を確保したり、また施設の充実、またいろいろな部分で大変ご苦労いただいていると。また、運営する中で資金面でも大変苦労があるようでもあります。今回19年度についての募集については、これで何とかご理解をいただけるようお願いしたいと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○中川健治議長 小島議員。

○7番 小島幸典議員 良妻賢母という格言がありますけれども、確かに助役と教育長がいい女房役になっているのかなと思いますけれども。

こういう募集要綱の中で、一番最後の補助金について、私今話していますよね。であれば、町の、括弧してただし書き、文言が、ちょっとやっぱり寂しい、抜けているのではないのですか。町の融資も例えばありますよとか、ほかにいろいろ相談できますよとか、相談ですよ、相談できますよとか。ではないと、これを見ただけで、やりたいなと思った人が、「じゃ、やめた」ということになるのですね。やっぱりものというのは、本当にその人にやってもらう、だれでもいいからとにかくいいことをやってもらう、そういうことが大事ではないかなと思うのですよ。それでなければ進歩しないですね、進化しないですよ。何回も言うけれども、18年度と同じ出し方では、やってもやらなくてもいいよというようなことと、とり方によってはとられるわけですね。ただ、今町長からそういう町の制度もありますよと言われたことは、これは次の何かのアクションのときには必ず入れてもらいたい。その辺どうですか、ちょっと。約束できるか、入れてもらえるか、入れてもらえないか。町の制度。このままやらなきゃやめたっていいよと、募集のとにかく来ない方がいいのだよというような物の考え方ではなくて、先ほど話したように、町の雇用が生まれて、商品が流れて、それで税金が今度上がってきて、そういうことを考えたら、これは早急にやらないと、邑楽町の金が他町に行ってしまうのですよ、他町に。それで、九十何人の人が「お願いしますよ、入りたいいよ」って言っている人がいるのです。もう品物があるのですよ。だから、買う……これを言うと、また柳沢大臣みたいに怒られてしまうかもしれないけれども、とにかくばらまきではなくて、回転できるということはもう計算できるのですから。その辺を勇気を持って、相談してではなくて、やっぱりリーダーシップとしてやってもらわなければ、一年一年とにかく税収上がってこないです。

早くやれば早く税収上がります。物は回転します。その辺を町長もう一度答えてもらいたい。要するに制度の紹介はしますと。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 募集要綱ということですので、こういった形でやらせていただきたいと思いますが、この制度についての紹介等、ほかの部分もありますけれども、課長の方から紹介し、お話をさせていただきたいと思います。できるだけ事業主にやっていただけるように町からもお願いしたいと思いますが、そういった人が一人でも多く申し込んでいただけるように願っておるわけです。決して邑楽町は募集要綱で「要らないんだよ」というような気持ちではなくて、先ほども言いましたけれども、群馬県で3カ所です。その中に手を挙げたわけですので、やる気は十分あるということでご理解をいただきたいと思います。あとは課長の方で易しく説明し、対応したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○中川健治議長 小島議員。

○7番 小島幸典議員 課長の方から易しくと言いましたけれども、今町長が説明するということがありましたので、この地域密着型多機能の質問はこれで一応終わりますけれども、とにかく町に税金が入ってきて、そして働いている人がこれから30年、40年たったときに、「ああ、働いてよかったな」と。また、それを子供たちが見ていて、それで余裕のある心になれば、非常に住みよい邑楽町になるかなということは、私の経験上ですが、昭和30年代に邑楽町のSという会社が、邑楽町の老舗企業の一つですけれども、180人から200人を雇いました。その中で近所の人たちは、奥さんたちも含めて、共稼ぎのはしりだったと思うのですけれども、厚生年金、社会保険の積み立て、そういうのをやっていたおかげで、今大体70歳ぐらい前後、この間私が看取った人が94歳で亡くなった人がいますけれども、これは生涯学習課長の堀井君なんか知っていると思うのですけれども、そういう雇用で働いていた人が本当に子供さんに迷惑かけていないのですね。ということは、介護報酬だとか、私の身内が今鶉へ行っていますけれども、厚生年金を十五、六万もらっています。それやっぱりそういう雇用があったからこそ助かっているのですけれども。そういう中で、本当にそうすると家庭が円満ですよ。お金のことがとにかく一つの今の貨幣経済だからあるので。だから、そういうことを踏まえて、やはり長いランニングを考えると、本当に働ける場所があるということは非常に大事な。みんな、だから、中野地区、また私の周りのお年寄り、今になって先代の社長に感謝している話を今でも聞きます。そういうことで町長が30年、40年後、感謝されるような町づくりにしたいと思います。地域密着型はこれで終わります。

続けて、子育て支援の質問に入らせていただきます。子育て支援について、町長は、高級公用車を就任後売却して440万円を保育園や児童館等子供たちのために援助しました。そのほかにも小さいことを数えると約30近く、本当に献身的に仕事して下さって、そういう実績を一々言うときよじゅうに終わらないので、とにかく福祉に対して大変な理解を示されて下さって、本当にあり

がとうございます。そういう中、本年度の、先ほど松島議員がちょっと触れたのですけれども、児童福祉予算を見ると、第3子出産祝金が18年度の20万円から本年度10万円に減額になっている。これは妊婦さんの毎日の苦労と出産費用、出産後の職場復帰、また出産までのいろいろ自分の体の管理、そういうことを考えた場合、会社を休職しているとお金はもらえないのですね。くれているよなとにかく今は時代というか、日本ではないのです。そういうことを考えますと、やっぱり子育てというのは一大事業である。また、周りの人も働けない場合もあります。そういうことを考えて、4月1日からばたっとこれ50%カットだよと。これも本当に私は町の財政とかどうのこうの考えると、でも、今言ったように長い計画、そういう長いタクトで考えれば、犯罪が起きてからでは間に合わないのですね、物事というのは。3月31日に生まれた子と4月1日に生まれた子がわずか30分か1時間でこれが違ってしまふよなんて、こういう急激なことが起こり得る。であれば、来年度はもう30%カットしますよ、4年後にはもうゼロにしますよとか、段階的に知らせる心のケアが必要だと思うのです。非常にナーバスになっていると思いますよ、妊婦さんは。銭金の得だ損だではなくてね、その辺の、先ほども言われたように、福祉というのはすごい奥の深いことなのですよ。そういうことを考えて非常に私はこれ憤慨しているのですけれども、もっと優しくできないかなと。これが何千万もかかることではないのですね。ということは、35人で700万の予算、その半分で35万というようなことですよ。今は確かに小学1年生までの医療補助しますよと言っていますけれども、先ほど私は公用車云々と言いましたけれども、町長が就任したときは、助役をとにかく改革しました。そして、また現時点では収入役も改革していますよね。そういうもののことを考えたら、今言ったように段階的削減を考えた方が精神的ダメージだとか妊婦さんに対して優しさがあるのではないかなと、また家族に対しての優しさがあるのではないかなと。その辺をもう一度補正なり、またそれができなければ、では、それに見合った、妊婦さんはずうっと検診に行きます。検診に行くような費用、これは太田市では、先ほど私が出しましたけれども、全部無料にしますと。太田はやっていますよね。それはなぜかと言ったら、やっぱりスタッフがすばらしいのではないかなと。——  
——もすばらしいのではないかなと。そういうことを踏まえて……、——が今笑っているようだけれども、笑っている場合ではないのですよ。とにかくそういうことを考えて、今話された、これ決めたことは戻せないと思います。私はそれにやっぱり議会で予算を組んでいるのだから従いますけれども、これからの妊婦さんに対しての補助だとか、それと保育園に待ちではなくて全部入れてもらえると。そうすると、働けますよね、お母さんたちが。それも雇用だの何だの出てくるので、その辺の妊婦さんの全部検診無料、それと保育園の待ちをなくす、その辺の考えを町長にお聞きします。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 お答えします。

昨日いろいろとお認めいただいたわけでありますが、第3子の祝金については、今まで他町村よ

りもやはり、他町村では10万円というところが結構多かったようでありまして、邑楽町はそれに上回る20万円ということでやってきたわけでありまして、それで、全額カットということではなくてです、一部の方に第3子ということでもありますのでお祝いをとということやってきたわけでありまして、3人目産んでいただいた方にですね。それも大切でありますけれども、小学1年生までの医療費の入院と外来を無料にするということにさらに拡充をさせていただき、そして町からの費用もそれに充てさせていただいたわけでありまして、段階的というふうなお話もあったようですが、行政のどうしてもこういった4月切り替えというのが一般的に行われておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。その基本的な考え方について、課長の方から説明をさせたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○中川健治議長 諸井福祉課長。

○諸井政行福祉課長 邑楽町第3子の出産祝金の支給につきましては、少子化が進む中で、第3子以上の出産に対しまして祝金を支給することにより、児童の出産を祝福、そして次代を担う児童の健全な育成を図る、また地域社会の活性化に寄与することを目的に、平成15年4月1日から取り組んできた事業でございます。今回の見直しの理由といたしましては、平成17年度に次世代育成支援行動計画を策定いたしました、策定に当たりまして、ニーズ調査を行いました。その中で、子育て支援策として「子育ての経済的支援」を約6割の方が望んでおりました。現在町においても、安心して子育てができる環境を整備するために子育てに係る保護者の経済的負担を軽減するため、児童手当、福祉医療費、災害遺児手当、第3子出産祝金等の支援に取り組んでいるところでございます。日常の仕事の中でも、また町づくり座談会等の中でも、乳幼児の福祉医療費について拡充の意見、要望等が数多く、さらなる充実が求められておりました。平成19年度の予算編成に当たりまして、子育ての経済的支援施策の全体の枠組みの中で、十分に協議、検討を重ねた結果、第3子出産祝金の額の見直しを行い、第1子からの継続的な経済的支援として乳幼児の福祉医療費の対象範囲を、現在の就学前までを4月1日から入院、外来とも小学校第1学年まで拡充を図ってまいりたいと、そういうものでございます。

以上でございます。

○中川健治議長 小島議員。

○7番 小島幸典議員 今課長の方から説明をもらいましたが、とにかく先ほど話された、ちょっと乱暴なのですね、やるのが、50%ばっちり切られてしまっかね。さっき話したように3月31日生まれの子と4月1日、1時間違うだけで差別ができてしまう。また、妊婦さんにしてみれば、いろいろ体の調子が悪い、そういう中での苦勞をした場合に、当てにしていたそういう計画がずれてしまうわけです。だから、そういうことを考えたら、これは課長、6割のアンケートとったら平等にしてくれとか、そういうこともわかるけれども、でも、もっと深く考えて、本当に子育てというのは腹の中にいるときから大変なのですよ。いろいろのにおいが嫌だとか、においが嫌であれば、

今度は今の時代ですからにおい消しのいろいろ機械だとか何とか、これは必要ですよ。ずうっと病院にいるわけにいかないでしょう。だから、目に見えない出費があるのですよ。そういうことを考えたら、私は簡単にね、わずか350万だからって町は思うけれども、対象者にしてみれば半分になってしまうのですよ。だから、そういうことを考えれば、もう少し情の心というのですか、怒の心、要するに女偏に口書いて心ですね、相手のことを思わなければ、これはやっぱりおかしいと思うのですよ、福祉の関係は。だから、その辺の、であれば、それに今度は見合った、先ほど話された妊産婦の補助、そうすればこれは平等ですね、平等。全部妊婦さんはそういう補助というか援助を受けられるわけですから。その辺の考えをひとつ聞かせてもらいたい。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 町でもいろいろな子育て支援ということで取り組んでいるところでありますけれども、今日さらにいろいろな面から、多様化する子育てのニーズに対応できるように、子育ての環境等を整えた中でやっていければなと思っておりますが、町民の皆さんが今後も子育てが安心してできるような環境づくりという部分については、やっていきたいというふうに考えております。具体的にこうだとかというものは述べられませんけれども、できるだけ子育てしやすい環境づくりということで、児童館や保育園等の整備等もやらせていただいたわけでありまして、そういった一連の中で、子育てしやすい環境づくりを整備していければと思っております。いろいろ議員の言うような部分も含めた中で、今後も子育てしやすい環境づくりはしていきたいと思っておりますので、何分ご理解をいただきたいと思っております。

○中川健治議長 小島議員。

○7番 小島幸典議員 とにかく基本的には平等ということで考えて、今の発言の中にはそういうこと入っていると思うのですよ。そういう中で、これから子育て支援、町でも国でもとにかくいろいろの施策を出していますけれども、とにかく大事なものは、私は思うのだけれども、町長、大事なものはこれからもいろいろ出てくると思うのですけれども、いろいろ多種多様な要するに業種の人たちが子育てしているわけですね。そういう中で、できるだけ平等、それで何回も先ほどから話しているけれども、とにかく妊婦さんというのはやっぱり大変なのです。病人も大変なのです、老人介護というのは。だから、そういうことを踏まえて、町長、改革。いろいろ改革する方法あると思うのですよ。先ほど松島議員が言われた整備の問題、そういう中で、私はまた違った物の考え方しているのですよ。やっぱり管理者がしっかりしていかなければ、どんなに優秀な人、技術者がいても、いいものはできないですよ。管理者、では、何ができるか。1日に1回は現場を見てもらいたい。メモしなくてもいいですから。現場をやっぱり、横山町長なんか、よく「そこまで来たから寄ったよ」と自転車で見に来ていたと思っております。そういう現場を見る。また、議員さん宅にもふらり寄って、議員さんがどのくらい勉強しているかを見てもらえればありがたいと思っております。そういうことを含めれば、これからの町政というのは、いい町づくりのとにかくリーダーとして私も応援

しますけれども、とにかくどんどんそういう福祉、とにかくあとは雇用の問題、これをお願いして、私のきょうの一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○中川健治議長 暫時休憩します。

[午前 11時51分 休憩]

---

○中川健治議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

[午後 1時00分 再開]

---

◇ 金子正一 議員

○中川健治議長 6番、金子正一議員。

○6番 金子正一議員 通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私の質問は、行財政運営の考え方について町長に質問をいたしたいと思うわけですが、平成19年度の予算編成がされたわけでありましてけれども、今後行財政運営をどのように町長として考えているのか、お伺いをいたしたいと思います。

私は、昨年3月定例議会におきまして、国の三位一体改革の推進によりまして地方財政はより厳しい状況になるだろうと、このような状況に対処するために今後町の行財政運営をどのように考えているのかということでお伺いしたわけでありましてけれども、その運営方法について、町長を中心とした検討会議等を行い、その会議の内容は職員全体に町長の考え方が理解されて行政運営を行うのではないかと期待をしているわけですが、この考え方に対して町長は、今上層部だけでそういったことを考えていますと、またそういった検討会議も行っていかなければならないだろう、そしてそれらについて、これから順次おろした中で考えていきたいというふうな答弁をいただいているわけですが、その後、その検討された会議、当然行われているだろうと思いますし、職員の皆さんに町長の考え方が当然内容も含めて話し合いがされているだろうと思います。そういう内容を含めた中で、19年度予算が編成されたと思うのですが、その検討された内容と、そしてまた19年度予算にそのことがどのように反映されているのか、まずお聞きしたいと思います。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 お答えします。

行財政運営については、ホームページ等にも公表していると思いますが、集中改革プラン、これにも沿ってやっていければと思っております。よろしく申し上げます。

○中川健治議長 金子議員。

○6番 金子正一議員 ただいまの答弁では、集中改革プランに基づいて進めていくということの考え方であるというのですが、さきも一般質問の中で、その質問内容について、集中改革プランに

ついでに考え方も示されていたわけですが、その回答の中では、まだそういった検討会議等  
は行われていない。そして、企画課長の答弁の中では、課長職を中心とした検討委員会を設置して  
いくのだというような答弁であります。町長は、その集中改革プランをどこまでかみ砕いて検討さ  
れているかわかりませんが、少なくとも課長の答弁を見る限りでは、そのような状況が十分  
かみ砕いて話し合われているように私には感じられません。したがって、19年度予算の施政方針、  
そして予算説明を昨日お伺いしたわけですが、町長みずから19年度の財政は18年度に引き続  
いて大幅な財源不足だということを申していますし、将来の財政運営が圧迫されているというこ  
とが強く懸念されているということは町長が言っているとおりであります。しかし、19年度の予算を  
見る限りでは、町長の認識をはるかに超えた厳しい予算編成になっているということは否めない事  
実だと思います。私が検討会議の必要性をただしたというのは、まさにこのような状況に早くから  
対応して、執行部と職員とが一丸となって諸問題の解決に当たるべきであろうということからお伺  
いしたわけであります。

特に、提案された予算の内容を見たときに、歳入について言えば、予算総額の85億4,800万円、  
その実に71%に当たる60億9,000万円が町税と基金からの取り崩しを充当いたしています。残り29%  
については、国、県からの依存財源である剰余金や補助金になっているわけですが、これら  
については大幅な減額となっています。予算総額の71%が町税基金の取り崩しということでありま  
すから、一見自主財源がふえ、健全財政を維持しているように見えるわけですが、しかし、簡単に  
喜ぶわけにはいかないと思います。町税のうち、特に個人町民税について言えば、三位一体改革の  
一つである税源移譲の税率が先行されました。そのことが大きく影響して、2億4,000万円ほどの  
増額となっています。これは言ってみれば三位一体改革による税源移譲、すなわち町民の負担がふ  
えたということになるのではないかというふうに思っています。あわせて、基金も減少の一途をた  
どるだろうと思っています。このような状況を考えていきますと、私は町民の方々の協力を今まで  
以上にお願ひして、町民と職員が一体となった運営、言いかえれば、自分の町は自分の責任で運営  
管理する、いわゆる自己管理が追求されていくだろうと思っています。

そこでお聞きをいたします。直接行政運営にかかわっている町長、職員が、これらの非常に厳し  
い財政事情の中での問題意識を当然受けとめているだろうと思ひますし、問題意識を受けとめた中  
での機構改革ということも考えていかなければならないだろうと思ひます。町長は、さきの定例議  
会で既に機構改革も考えていきたいというふうに答弁をされておりますので、その機構改革等につ  
いてどのように改革を進めていくのか、そしてまた、これらの歳入不足にどのように対処していく  
のか、お伺いしたいと思ひます。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 以前もお話ししましたが、機構改革については、ぜひ緩やかな機構改革というこ  
とで、余り急激な機構改革でなく、新庁舎ができることにあわせて、少しずつ進めていきたい

とっております。

今後の財政運営については、大変厳しいものがあるわけではありますが、できるだけ経常的な経費については、皆さんにご協力をお願いした中で、削減していければと思っております。

○中川健治議長 金子議員。

○6番 金子正一議員 ただいま機構改革については緩やかな機構改革を考えているということでの答弁でありますけれども、人生生活の中ではスローライフというようなこともあります。しかし、行政運営については、瞬時にその場その場を対応していかなければならないだろうと思っております。スローな機構改革をとということも一つの考え方ではあるでしょうけれども、それは現在の行財政改革や行政運営を考えた場合に、そのようなスローペースでの行政・財政運営はとても大変な状況だろうと思えますし、またそのような考え方では、これから対応が大変厳しいものになるだろうと思っております。町長の答弁を聞いておりますと、全くそういった行財政運営についての考え方を自分の指針として持っていないように感じます。先ほど歳入のことで申し上げましたけれども、歳出の部分でも経常経費を削減するということを言っていますけれども、税源移譲とあわせて、国、県からの各種交付金や補助金というのはご承知のとおり削減の一途であります。加えて、地方への権限委譲などが大変多くなってくると思います。歳出の予算をいかに効率的に、しかも有効的に活用しなければ、市町村間の行財政への格差はますます広がっていくだろうと思っております。だからこそ、町長に、のんきな、いわゆる緩やかな財政機構改革などと言っていただきたくないです。もっと自分の指針をきちとした中で、自分の考え方を鮮明に出す中で、行財政運営をやっていただきたいというふうに思うわけです。

先ほど歳出の予算の中で、前の質問者から福祉予算について、福祉医療費を拡大ということとあわせて、一方では出産祝金を減額というような質問もなされましたが、この出産祝金の減額について———というこの指摘がありましたので、———でもありますので、———での内容をちょっと申し上げたいと思います。

———としては、この出産祝金の減額については幾つかの問題提起がありました。一つは、制度改正については見直しをしないで拡大できるのではないか、福祉医療費の拡大ができるのではないかということの意見。そして、見直しをするのであれば、めり張りのある制度改正をすべきではないか。そして、その制度改正には反対であるというようなさまざまな意見があり、その内容については担当課長をして町長にその内容を説明し、3月12日の———の中で町長の考え方を課長から説明を受けることになっているわけです。したがって、———としては継続中であるということをご報告申し上げます。

福祉予算については、そのような状況もありますし、教育予算では、少人数学級の授業できめ細やかな指導と生活支援の充実を図りますということでもありますけれども、しかしながら、町独自の学校指導助手については減員をしています。人数を減らしているわけですね。私は、子育て支援、



学校教育の充実を図るという考え方であれば、さらに前向きに、めり張りのある予算配当をすべきではないかと思っています。

また、投資的予算、経常経費、先ほど町長からありましたけれども、より削減をするということのようですが、投資的予算は25%、そして経常経費は57%ということになっています。したがって、行財政運営をしていく中で、経常経費を削減するという点についても限りがあるのだらうと思います。もちろん行政の事業縮減・見直し等も十分行っていたただいた中で、この経常経費を削減していただく。そして、投資的経費、あるいは町民サービスに向けていただきたいということを考えていただきたいわけであります。

そこで、提案したいわけですが、これら行財政運営についての提言や、また行財政運営の結果を評価するためのいわゆる第三者機関の設置について、内部だけの考え方ではなく、外部からの行政運営の結果等を評価していただくということも一つの方法ではないかというふうに思うわけですが、第三者機関等の設置について、設置をする考えがあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 経費について、できるだけ削減をしたいということでいろいろ努力しているところでもございます。できれば裁判等も、ああいうものが起きなければ、そういった部分もほかの経費に使えていくわけであります。そういったものに対しまして、議員、町民の皆様、できるだけ協力していただけるようお願い申し上げたいと思います。

また、いろいろ先ほど議員の方からもご提案がありましたが、評価システム等取り入れた中で、今後はさらに研究をしていきたいと思っております。

○中川健治議長 金子議員。

○6番 金子正一議員 経費の削減の中で、経常経費ということですから、特に裁判費用ということにはならないだらうと思いますし、その裁判等が起こされなければというふうな答弁もありましたけれども、裁判を起こされるということについては、一方的な考え方ではないだらうと思います。やはりそこに何らかの原因があるということも、町長自身認識をする必要があるだらうと思います。したがって、経常経費の削減については、これは今後進めていく中で増大をする一方だらうと思いますし、事業見直し等、人件費の部分が大きくを占めるだらうと思いますけれども、これらを財政の集中改革プランに基づいて行っているということでもありますので、ぜひもう一歩前に進めていただいて、行財政運営についての懸命な努力をお願い申し上げたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

---

◇ 大 野 栄 議 員

○中川健治議長 21番、大野栄議員。

○21番 大野 栄議員 今期最後の一般質問になると思います。4年間の最後の総括も含めまして、

質問をしていきたいと思えます。

まず最初に、地域活動支援センターの事業についてですが、これは障害者の自立支援法が施行されまして、昨日の議会の中でも福祉作業所が地域活動センターと名称が変わって、今回からは町が主体になって直営になって、あるいは管理委託を行っていく事業になっていくと思えますが、この支援センターについての事業をこれからどのように町は考えていくのか、その辺をお尋ねします。

○中川健治議長 諸井福祉課長。

○諸井政行福祉課長 お答えいたします。

地域活動支援センターにつきましては、通所施設や入所施設を利用していない在宅の障害者、障害児の方の日中活動の場として、日常生活訓練や機能回復訓練、また創作的活動や生産活動の機会の提供並びに社会との交流の促進等の基礎的事業を実施するもので、地域において生活する障害者等の方にとって重要な役割を担う施設であると認識しております。

以上です。

○中川健治議長 大野議員。

○21番 大野 栄議員 その事業をどのように町は進めていきたいのかという構想もお尋ねしたかったのですけれども。

障害者の職業の選択も今問われている時代です。現在はかなりの報道の中で、障害者が頑張って付加価値をつけたものを販売したりどうしたりしているのが報道されているわけですが、地域活動支援センター施設整備のいろいろな国の施策、補助対象、それでどういう内容なのかというのは、職員、課長、いわゆるスタッフの研修だけにとどまって、その辺が一般のそういう法人だとか、あるいはこれからそういう仕事をやってみたいという方々に報道されて……広報で熟知されていないと。ですから、職員だけがわかるのではなくて、これからそういう仕事をやってみたい、あるいはぜひ法人の中でもやりたいという、そういうご案内を、こういう事業がありますよと、変わりましたよということ、県のこういういろいろ資料があるわけですから、それを抜粋しておうら広報に載せたり、町としては、そういう福祉作業所的なものを建設するものについてはいろいろ相談に乗りますよというようなものが必要ではないかと思えます。

また、障害者が来たときに、富岡でしたかね、障害者の障害福祉何でも相談という看板を掲げて、行政で障害者が来たときにはそこのところに行って相談を受けると、そういうご案内等々も必要になってくるのではないかと思えます。今の庁舎の中では非常に手狭だし、話すスペース、看板を立てるスペースもないので、これはぜひ新しい庁舎等々、今にできるものについては早急にやっていただきたいわけですが、それも必要ではないかと思えます。

また、邑楽町に障害者の連絡協議会が現在ありません。縦割りの中で、それぞれの養育父母の会だとか、聾啞の会だとか、いろんな障害者の会あるいは個人の人がたくさんいるわけですが、それを邑楽町の身体障害者連絡協議会をぜひ年度内に設立するような努力を所管でやっていただき

たいと。そういう中で、個々ばらばらな人たちが自分の子供たちの自立に向けていろいろ今ボランティアで支援体をつくって、そういう方向性を見出しながら活動しつつあるわけです。そういった中で、各それぞれ障害者の団体の長を集めて、それを設立すればいいわけですから、そんなに難しい設立ではないような気がするのですが、やっぱり所管の課長としてもそれらのことを十分踏まえながらやっていただきたい。

この3点を町は積極的に推進し、また障害者のお豆腐づくり、地場産を使ったもの、あるいは園芸のものだとか、かなりの広範な障害者の授産というのですか、福祉工場で働いている、今度活動支援センターと名称は変わりますけれども、活動支援センターで仕事をしている障害者も出てきています。今現在も、就労したいのだけれども、場所がないという方もたくさんいるわけですね。ですから、それらも含めて、職業の選択ができるような、またそういう法人ではなくても、そういう形で立ち上げてやっていくものについての行政のやっぱり支援だとか、援助だとか、アドバイスなんかも、障害福祉の何でも相談の中に網羅して、そういう相談事業ができるような体制が整っていればいいのではないかなと思うのですが、その辺について、また答弁を求めます。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 障害者の働く場所については、私もそういった場所の提供については協力していければと思っておりますし、また障害者が就労する場所、また仕事の選択という部分では、やはりそういった環境の整備も必要だろうと思っておりますし、今後新しく社会福祉法人が地域活動支援センターの設置等希望した場合には、利用対象者や事業内容等よく考慮した中で、可能な限り協力、支援を図っていければというふうには思っております。

基本的な町の考えはそういうことでありますが、補足ということで課長の方からもしあれば、説明してもらいたいと思います。

○中川健治議長 諸井福祉課長。

○諸井政行福祉課長 お答えいたします。

障害者の方、障害児の方の何でも相談窓口ということのご質問ですけれども、新年度に向けまして相談事業というのも町として取り組む事業の一つでございます。ただ、その分について、事業所に委託という話も館林、邑楽の市町の中では検討しているところでございますが、町としても、窓口に来て、障害者の方、障害児の方の相談を受けられるような体制づくりには努めていきたいなというのは考えとしては持っております。

2点目の、障害者の方の連絡協議会という年度内の設置というお話でございますが、今障害者の基本法に基づきます障害者福祉計画、そして障害者自立支援法に基づきます障害福祉計画の二つの計画の策定を、委員会を定めまして進めているところでございます。その中でも、自立支援法の趣旨でもございます3障害の方の、今議員がおっしゃったとおり、連絡の場、連絡協議会という話も今出ているところでございます。そのことにつきましては、年度内にはちょっと無理かと思えます

が、今後進めていきたいというような考えでおります。

以上でございます。

〔「あと……」と呼ぶ者あり〕

○諸井政行福祉課長 失礼しました。先ほどの質問の3点目でございますが、新しい自立支援法に基づきました施設の事業の、例えば補助内容ですとか制度内容についての周知ということでございますが、今後県との会議もありますけれども、その中で資料等も提示をいただきまして、周知をしていきたいというように考えております。

以上です。

○中川健治議長 大野議員。

○21番 大野 栄議員 障害福祉何でも相談という看板を掲げたのは、これは富岡市役所ですね。市役所の前で、こういう形でね、出ていますよね。それで、こういうのをやはり、ハンディを持った方々が重い足を引きずって行政の窓口に来るわけですから、どこに行っても相談したらいいのかというのをわからないのでは困りますので、そういう形できめ細かなご案内も必要ではないかなというふうに思います。この地域活動支援センターの事業のいろんな内容をそのままお知らせするのは結構ですけども、町としての考え方、町はこういうようなものについてやる方については相談に乗って、支援、援助もしていきたいというコメントなんかも必要ではないかなと。先ほど小島議員からもいろんな質問が出ましたけれども、そういうものがやっぱり大切にされる行政であってほしいというふうに思います。先ほど年度内というような、18年度の解釈の間違いではないかなと思うのですが、私は年度内というのは、今19年度の予算審議していますので、19年度中に1年ぐらいかければ、そんなに難しい協議会の設立ではありませんので、年度内ということは19年度中にはそういう方向性を持ってですね、何をやるにもやっぱり目的を持たないと惰性で行ってしまうのですよね。惰性というのは大体だめですね。ですから、やっぱりこういう目標を持って、その目標に合うような形の仕事をやっていただきたい。それをつけ加えまして、次の問題、次の質問に移らせていただきます。

次は、子育て支援事業についてです。19年度から小学校1年生の方々の医療費が、入院、外来とも無料にされる条例が全会一致で可決されました。大変すばらしいことです。大泉でもこれはやっていないことですね。ですから、小学校1年生の無料化に足を出したということは、年次的に2年生、3年生、4年生、5年生、義務教育についてそういう足を踏み出したと、私はそういうふうに受けとめております。また、県も、小学校の1、2、3年の医療費無料化も検討課題に入ったというようなニュース報道もされております。私はこの賛成討論の中でも、医療費の無料化についてはさんざん議会の中で、3歳未満児の医療費、就学前の医療費の無料化等々、こういう情勢の時代のニーズに基づいて要望してきたわけですが、19年度は1年生の対象者200名から250名前後の方々が対象になると言われておりますが、そういう方が非常に今度は年長さんから1年間延長できて喜ん

でおられると思います。子育てというのは非常に範囲が広くて、本当に妊娠から出産、そして子育てから小学校まで、もういろいろ幅広いわけですが、私は、子供が授かり、また検診に行って、出産をして保育園、あるいはそういう形でお世話になることですが、その時々の流れの中で、ただいま申し上げた流れの中で質問させていただきます。

まず、子供が授かると、検診に行きます。検診に行きますと、母子手帳をもらうわけですが、それも確定されるまではなかなか母子手帳はもらえません。これで安心して妊娠ということになりますと、母子手帳をもらってきてくださいということで、医者からですね、それをもらってきてくださいということで、証明書をもって役場に申し出をして、そして母子手帳をもらって、そのときに妊婦検診の無料券3枚をいただくわけですが、初期、中期、後期という形で。ですから、邑楽町は現在妊婦検診が3回ある、無料検診は3回なわけです。その中で、婦人科の問題ですけれども、厚生病院がなくなったので、近くの婦人科にお世話になっているというのが実態です。この検診も今10回無料にしようとか、国は出産費用は全部無料にしようとか、いろいろ閣議の中でけんけんがくがくと報道されているときですが、町もこの3回を2回ふやして5回の無料検診の方向性を、今県の考え、また県の医師会もそういう考えを持っているようです。19年度から、できれば実施をしていただきたいのだというご案内も来ているところだと思いますが、そういった方向で、健全な赤ちゃんを産むための財政負担、子育て支援に直つなげるわけですが、この検診も無料検診を現在3回を、小島議員も言っていましたけれども、県の医師会、県の方針のもとに、いち早く5回ぐらいにしたらいかがなものかと思えます。

また、厚生病院の婦人科の問題については、非常になかなか医師が不足している。小児科の救急もそのように医者が不足しているということですが、これは根本を解いてみると、やはり国の医師政策の欠陥が今出ているのではないかと思います。若い、例えば群馬大学医学部を卒業して、内科の1、2、3、4、5ぐらいの段階まであるそうですけれども、厚生病院に入るのは内科の2しか入れないみたいな、そういうシステムの枠があるらしいですね。ですから、例えば1のところを卒業した人には、厚生病院が近くだから行きたいのだけれども、行けるシステムではない、そういうやっぱり何か壁があるように私は伺っています。ですから、そういった点では、医師免許を持った地元のドクターが近くの厚生病院に行きたいという希望があれば入れるようなシステムと、また群馬大学の医学部だけではなく、隣接の大学、あるいはここに来てくれる大学にも、やっぱり一部組合の副管理者になっている町長は、その管理者会議の中で急遽やっぱり話をして、婦人科開設に向けての解決を副管理者としてやってもらわなくてはならないと思います。そして、問題のない普通分娩の方は、隣接の近くの医者、開業医が診るわけですが、ちょいともう異状があるということとありますと、今までは厚生病院だったのですが、県外の方にみんな派遣されてしまう。そうすると、通院が大変だという、もう本当に切実な問題が生じてきているのが現実です。ですから、近くにそういう緊急の出産できる婦人科の開設がどうしても必要になってくる。やっぱり子育てのかなめは

出産をすることによって子供はふえていくわけですから、その入り口の中で、とば口の中で、やっぱり副管理者としての、厚生病院のドクターが不足している点が十分わかるのですが、医者の勤務状態なんか非常に今ひどい実態だということを伺っています。例えば、若いドクターが入ると、そうするともう1週間に3回も夜勤があると。それで、若いですから、お互いにドクター同士で結婚すると、3回の夜勤の3回の夜勤では6回になってしまう。それが合体すればいいですけども、またちぐはぐだったらもう全然すれ違いになってしまう。そうすると、婦人科の女の先生たちはやめてしまうというようなことも聞いています。ですから、そういう、若いから夜勤を多くだとか何とかとそういう過酷な、現場ではそういう実態があるということも伺っています。ですから、その辺の医師の勤務状態、またふやさなくてはならない婦人科の開設に向けてのどういうものが必要なのかということは、地域医療のかなめである厚生病院の充実がまさに今急務とされているわけですので、副管理者の立場で厚生病院の運営に携わっているわけですから、それをいい方向に解決をしていただきたい。

また、保育園、また障害者の学童保育等々が今定員オーバーで行く場がないというのも聞いております。19年度の保育園では40名のオーバーというふうには伺っていますが、それぞれやりくりをして、幼稚園だとか、あるいはほかのところだとかやったのでしょけれども、実は障害者のなのはな学園も定員オーバーで、もう行くところがなくて、健常者の行っている学童保育のところに泣き込んできたと。それで、緊急に保護者会議を学童で開いても、どうしても結局はマン・ツー・マンで指導員がやらなくてはならない。その費用もないし、どうにもならないということで断られているというのが現状です。ですから、そういうような障害者のための学童保育も考えていかななくてはならないし、保育園の定員オーバーというのは、例えば90名定員のところ、もう既に100名ぐらい、何%までは定員いいですよという国の基準で認められておりますけれども、それをはるかに90名ではなくてオーバーした人数で、もうぎりぎり100%とってその状態ですから、途中で転入者だとか入ってきた場合には全く余裕のスペースがないのが今の保育園の実態です。ですから、今90名の定員をオーバーして120名にする、していかなくてはならないのではないかなと。そういう時代に突入してきているのではないかと思います。やっぱりそこで、保育園がオーバーだから、今度、では幼稚園と保育園と一緒にくっつけて云々と言うけれども、そう簡単なものではないのですね。やっぱり保育園と幼稚園は保育内容だとかいろんなカリキュラムが違いますし、時間帯がまた違うわけですね。だから、幼稚園と保育園が合体してうまくできれば一番理想ですけども、就学前の子供を預かるものについては全く同じなのですけれども、保育料の問題とかさまざまな、保育園は0歳児からずっとやるわけですから。所管の担当者なんかはこういう考えをちらっと私に言ったことあるのです。未満児は保育園で、3、4、5は幼稚園だと。それはもう逆戻りになってしまうのですね。やっぱり一貫して0歳児を預けたのは卒園するまで継続した保育をしていかなくてはならない。また、先生も、その成長の喜びを生きがいに持って卒園させていくわけですから、小刻みになれ

ば、以前の三十数年前にプレーバックしてしまうのですね。三十数年前は、私が子育てをしているときは、保育園、幼稚園、小学校というシステムで、やっと今の状態の中で交通整理をしてきたわけですから、そういうのはやっぱり逆戻りになってしまう。ですから、やっぱり今の幼稚園は幼稚園、保育園は保育園、合体するなら保育園化をされたような長時間0歳児から見てもらうような、それで給食もきちんとできるような、そういう内容のものをやっぱり検討していかなくてはならないのではないかなと思うのです。

それから、あと、先ほどから第3子の20万が10万ということで、非常に残念なことだとか、説明があれだというふうなものも一般質問であったと思いますが、私は8期議員をやらせていただいている中で、この第3子20万円のルーツは何だったのかなと思って記憶をひもといてみますと、うちの地元なのですが、地元の人が三つ子を出産しました。そのときに非常に大変だということで、行政の方で三つ子を産んだときに何かいろいろな補助、援助はないのかということがあったわけですが。そのときに町は何にもなかったのです。何もなかった。そして、それではということで、第3子の出産祝金20万円を創設、新設したというのが、これがルーツです。そういう中で、今日まで来ているのです。お隣さんも、町長の答弁の中で、20万ではなくて第3子は10万の行政もあるということで、いろいろ無料のところもあるし、出さないところもいろいろ、保護されても千差万別いろいろあると思いますけれども、邑楽町においては、三つ子が誕生したときにそういう中でやっただと。この第3子の出産祝金は、町の条例ではないわけですから、議会で議決する必要もないわけですが、例えばこれから三つ子だとか、不妊治療をしていく中で、出産の三つ子だとか四つ子だとか五つ子というのは全く想定できないということではないと思うのです。ですから、そういう、では、三つ子が産まれたときにどうするかということは、要綱の中に、そのルーツに戻ってですね、一遍に3人も出生してしまうわけですから、非常に負担も大変だし、やりくりも大変だと。そういう中でこれができたわけですから、要綱の中に、19年度からすぐにできるわけではないのですけれども、そういうのを要綱の中に入れたらどうだろうかというふうに私は思います。前段の中で、とにかく19年度の事業の中で一番大目玉でもある小学校1年生の医療費無料化、前に足を出したということは、これは大変素晴らしいことだと私は思います。

以上、子供が授かり、検診、また婦人科の問題、保育園、障害者の定員の問題等々順次話をしましたが、子育ての前段の中でこういう問題が生じているので、19年度の新しい事業の中でこの辺の検討もしていただきたいし、また厚生病院への働きかけもしていただきたいと思うわけですが、答弁を求めます。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 お答えします。

妊婦検診の枚数は今現在3枚ということでありましてけれども、今後町としても、県の方の動き等もあるような話も聞いておりますけれども、町としても、こういう部分については前向きにいろいろ

ろ検討してみたいというふうにも思います。

また、厚生病院の産科の医師についてなのですが、邑楽町と厚生病院との関係だけでなく、やはりこの近隣の千代田、明和、板倉、大泉等も、やはり産科の医師の不足ということについては大変今苦慮しているところでありまして、その管理者会議の中でもいつも話には出るわけでありまして。そういった中で、厚生病院の体質も変えながら、若い先生が来たくなるような、厚生病院に行くという待遇でいいよというふうになって、医者が自分からこちらに来るような環境づくりといいですか、部分にも努力しているようでありまして。また、機構も変わりまして、院長がトップになり、いろいろとすべてのものについて管理をしていくということで、院長が今までは発言できなかった部分についても今度できるようになりまして、厚生病院の改革については強い意欲を持った中で今取り組んでいただいております。こういった部分については、さらに町としても要求、またできるだけ支援をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ほかの部分については、各課長の方から説明いたさせます。

○中川健治議長 増尾保険年金課長。

○増尾隆男保険年金課長 お答えします。

妊婦検診の状況でございませけれども、先ほど町長から申し上げましたとおり、3枚ということで出ていますけれども、これにつきましても、近隣の町村とのいろいろ歩調を合わせながら、町としても十分協議をし、検討をしていきたいというふうに思っております。

それと、厚生病院の関係でいきますと、厚生病院の職員からちょっと中身を聞いたのですがけれども、厚生病院の現状ということでちょっとお答えをいたします。

群大の病院では、産婦人科を初め、各担当医師不足として各病院から引き揚げている状況ではあります。日本全国を見ても、産婦人科の医師不足が圧倒的に多く、続いて小児科の医師であります。このような状況でありますので、厚生病院では、産科を再開するには医師を最低4名配置しないと無理と聞いております。産科の医師不足の原因については、勤務体制が非常に厳しく、昼夜もなく過酷な体制が原因かと考えられていますので、早期に開設については当分の間、厚生病院の職員から聞いてみますと、無理ではないかというふうな状況に聞いております。

以上であります。

○中川健治議長 諸井福祉課長。

○諸井政行福祉課長 お答えいたします。何点かご質問ございますので、一つずつご説明申し上げます。

まず初めに、障害者のなのはな園の関係の学童保育についてでございますが、町では今、障害児の在宅福祉事業として心身障害児集団活動訓練活動事業として支援をしているところでございます。今後もこの部分につきましては支援を引き続きしていきたい、そういうように考えております。

2点目の、保育園の定員増についてのご質問でございますが、現在保育園の入所につきましては、



保護者の勤務状況や家庭の状況等を入所基準により判断をしまして、また保育園の入所状況も考慮し、児童保育審議会を経て、保育園に入所する必要がある児童から順次入所の決定をしているところでございます。また、町の私立保育園、公立保育園とも、定員が90名でございます。今国の定員の弾力化によりまして、4月入所は定員の15%増、5月以降は定員の25%増、10月以降は施設の面積基準の範囲内で児童数に応じた必要な職員を配置して、定員の増を例外的に行っているところでございます。平成19年度新規入所申込者数は132名おりまして、そのうち92名については、定員の弾力化等により対応し、入所決定をすることができました。当初、議員のおっしゃるとおり、40名の方が入所を決定することができませんでした。その後、転出や入所辞退等により、保育園の定員に空きが出た段階で入所決定をしているところでございます。また、その40名の入所決定は、現在今11名の方を入所決定しておりますけれども、そのほかの方につきましては、現在保護者の方が休職中の方、また幼稚園に行かれる方、あと家庭保育を引き続き行う方、また転出等の方がおります。定員の増につきましては、先ほど申し上げましたように、定員の弾力化等による対応、また施設の面積基準や職員数等の課題がございますので、研究をしながら、保育園の入所の円滑化を図ってまいりたいと考えております。

3点目の出産祝金の関係ですが、複数のお子さんを一度に出産した場合のお祝金についてでございますけれども、その分につきましては、今後町長と十分に協議、研究をしていきたいというように思っております。

以上です。

○中川健治議長 大野議員。

○21番 大野 栄議員 第3子の出産祝金は、先ほど申し上げましたように、ルーツは三つ子からなつたわけです。ですから、複数の出産の場合には、また要綱の中でそれを検討していただければ、全く限られた財政の中で使っていくということになれば、やっぱり一番のメインは小学校1年生までの医療費の無料化が最大のメインだと思います。

さらに、複数の出産については、これからそんなにあるわけではないと想定しますけれども、もうそういうこともあり得ますので、その辺はやっぱり即検討して、要綱の中に入れていただきたいというふうをお願いしたいと思います。

それから、保育園も、15%、25%の定員増ということでもありますけれども、最初から定員がきちんとなっていれば、保育士もきちんと採用をパートにしても何にしてもできると思うのですけれども、最初からもう定員増でやっていくということになると、なかなか職員の負担もふえていくのではないかというふうに思うのです。ですから、やっぱり90名定員に最初からもう15%措置をしていくというのではなくて、90名なら90名という枠の中で検討していけば、もう15%の40名オーバーしているわけですから、そういう中で、そろそろやっぱり定員増も緻密に検討していかななくてはならない時代に突入したことを指摘して、次の質問に移ります。

○中川健治議長 暫時休憩します。

〔午後 2時00分 休憩〕

---

○中川健治議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 2時14分 再開〕

---

○中川健治議長 大野議員。

○21番 大野 栄議員 最後の一般質問になります。

最後は、庁舎建設に伴うテレビ報道についてですけれども、あのテレビは私も見ましたが、町長はもちろん見ていると思います。それを見た感想、自分なりの思いを答えていただきたいと思いません。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 機会をいただきまして大変ありがとうございます。

あのテレビを見た人は、誤解して「どうしたんだ」ということに思うかもしれませんが、まず当日、会議をしていましたらば、カメラとマイクを回して入ってきました。それで、まずは普通は「コンコン」とノックをして、それで「取材をさせてください」ということで、そしてこういう内容でこういうふう取材したいのだと、目的はこうなのですよというような話をされた後に取材をするのだと思ったわけですね。ですから、まず最初に、「2人であなたの話を聞いてからにしましょう」という話にしましたところ、報道の中では何か「密室」とか何とかという言葉が出てきたように思いますけれども、私は最初は、どういう目的でどういうことかということを知ろうと思ったのですが、ああいう「2人で話しませんか」という部分だけ取り上げられて、放映をされてしまったということなんです。

今やっている庁舎については、もう既に議会の皆さんもご承知のとおり、議会にかけて、そしてずっと進めてきたわけでありまして、そして、設計者の選定についても、公民館で、公の場所で、そして検討委員の皆様一人ひとりが自分で投票して、それで設計業者を選定したわけでありまして、決して全然違うところで決めたわけでもありませんし、公の公民館で、町民の方が、検討委員の人たちが、各種団体の代表をやっている多くの方々の意見を持った代表の方たちが投票をしてくれたわけでありまして、そして、業者の選定についても、今までは札を入れて入札をしたわけでありまして、電子入札ということで、できるだけ業者同士が会わないような方法でやってきたわけでありまして、そして、これも多くの皆様が見守る前でやらせていただいたわけでありまして、そのところには何かあったとか、こうだったとかということは一切ないわけでありまして、透明な選考の仕方です決めたというふうに思っております。

これからは行政運営については、できるだけ皆さんにわかりやすい行政運営ということによって

きていますので、今後もそういったスタンスは続けていきたいと思っております。テレビというのはこういうのかなと、編集の仕方でも随分変わってしまうのだなというふうな印象は持ちました。これからニュース番組等見るときには、自分たちがしっかりとした考えを持った中で、判断力を持った中で見なければならぬというふうに感じたわけでありまして。ともあれ、町は公の場所ですっきりと公平な透明性の高い選出方法で選んだわけでありまして、議会の皆さんにも承認をいただいたわけでありまして。そして、町民もこれについては望んでおりますので、ぜひともご理解をいただき、完成を皆さんと一緒に喜んでいきたいと思っております。

以上であります。

○中川健治議長 大野議員。

○21番 大野 栄議員 今もう既に庁舎は建設中で、19年度中には完成の見込みを見ております。それで、あるテレビの放送局は風鈴のやらせテレビで有名になりまして、この音を聞くと頭がよくなるというような報道をしまして、謝罪してそういうことではないということで、各テレビだとか、あるいは新聞、週刊誌にも報道されたテレビ番組です。そういう中で、また今度は設計業者が出てですね、自分のところの設計だとは言っていないけれども、なぜもうだめなのか、いまだにわからない、いけないのかというようなことが冒頭あったと思いますが、いけないのではなくて、なぜそうなったのかと私なりにひもといてみますと、庁舎建設の問題点は、最初、当初、県主導型の応募要綱とか同じ建築の設計の仲間、業者を選ぶような、それこそ談合と思われるような選考方法をとったところに問題があったと私は思います。なぜならば、当時富弘美術館が建設中でしたが、コンペ選考委員にはそれぞれの建設の仲間内の方を委員としております。そして、設計業者もそういう形で選定されているわけですが、建設された後、町と設計業者には空調関係でトラブルが起きておりました。それで、前の町長も選考委員にもなったわけですが、当時町では検討委員会の中の中心的役割を果たしてきた、後で替わるのですけれども、検討委員に入りました。そして、今度検討委員会の会長が町内の人になり、そういう形で、今まで指導的立場にあった設計の仲間の方は選考委員になりました。そういうふうには、いろいろ師弟関係だとか生じているのではないかなと思います。住民参加型より、どちらかというといふ県主導型の業者主導型の色合いが今思うと強かったと思われまして。この設計会社の方は、東京大学の生産技術研究所の研究生で、選考委員長の門下生でもあるから、いわゆる師弟関係にある設計会社と思われまして。同じ建築の仲間あるいは業者がそういうコンペに参加しまして、選考委員に4名その中にいるわけですが、そういう仲間内の選考委員会ではなかったかなと思います。

私はたまたま前者の庁舎建設の設計コンペ、現在の庁舎の設計コンペ、2回出席しておりますけれども、この内容が全く違っていたと。前回のコンペについては、その師弟関係であるという選考委員さんも含めて4名の方が選んで、暫時休憩をとりまして、そして密室で決めました。それで、その間は、体育館でやったのですけれども、暫時休憩でした。今回のコンペの選び方については、

町民の代表という方が選んだわけですね。それで、休憩なしで投票して、投票を開票してその場で決めた。これだけやっぱり大きな違いが私はあると思います。

今、小田原で城下町の建設に向かって設計の見直しが住民運動によって高まっておりますが、やっぱり設計が前庁舎の設計業者であります。市民のための市民のホールが欲しいのだということで今市民の方々はきょう現在3万幾つの署名をもってですね、3月議会にこの上程の議決がされるかされないかということで、非常に議会の中も緊迫しているということがインターネット等々で報道されているところです。

今回の庁舎建設については、町が提案したのに対し、議会が白紙に戻したのです。白紙に戻して振り出しになったのがきっかけですね。ですから、議会が白紙に戻したのです。町は建設を引き続きやるのだということですが、議会の方が白紙に戻して、最初からやり直しということで議会が議決して、そういう選択方法を選んだということです。そして、町民のいろいろな意見が高まり、庁舎を廃目にするのはとんでもないと、一日も早くあのぼろ庁舎を建設しなくてはならないという気運の中で、議会も重い腰を上げつつ、それでは庁舎建設をしていこうということで補正予算をとって庁舎建設を始めたわけですね。それで、これについても、住民参加型でいろいろやってきたわけですが、住民がやっぱり住民の手でいろいろ決めてきて参加して、住民の皆さん方と一体となって、これは住民参加型の設計コンペを決めてきて進んできたわけですがけれども、こういうトラブルも、先ほどある議員が一般質問の中で「裁判を起こされるのは原因があるからだ」ということで、何か業者の立場に立ったような発言をなされているように私は感じました。これの裁判の費用も町費です。そして、その議員も含めて、弁護士費用は全会一致で可決されているわけですね。そういう中で、町とすれば、議会もそうですけれども、むだな金と言えばむだな金だと思います。裁判を起こされるのに原因があるということは一部あるかもしれませんが、やはり一企業が町を相手取って訴訟を起こすというのは穏やかではないですね。今あちこちでテレビに出演された設計業者さんが、小田原でもこんなでっかい城下町ホールは要らないのだと、市民の市民ホールが欲しいということで、当初の計画より、13億円ですか、オーバーな予算計上が3月議会の中でされるかどうかということが今報道の3月議会の争点になって、非常に興味深い、人の町ですからね、興味深いところだなというふうに思いますが、そういうふうにコンペ方式というのは、やっぱり業者が業者を選んでいくようなことではなくて、やっぱり住民が主体となった決め方のやり方がいいのではないかなと。県主導型の当初のやり方がやっぱりつまずきのきっかけになったような気も私はします。今おかげさまで町は19年度建設に向けて進んでいるわけですがけれども、前町長のコンペのやり方、方法の失敗を教訓にして、住民との対話、住民の皆さん方と議会が一体となって、いつでもそういう仕事を進めていくのが基本だと思いますが、住民参加型の町政を推し進めていかなければならないと私は思います。町長の考えを最後に伺いまして、私の最後の一般質問といたします。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 お答えします。

全くそのとおりでありまして、住民の声を反映させていくということには私も賛成であります。今回の検討委員会も、以前の計画の会議がありましたけれども、その会議を上回る回数でいろいろと専門部会や、検討委員会や、基本計画検討委員会とか、役場庁舎検討委員会、建設計画策定委員会とか、いろいろな会合があるわけですが、その回数は多くの皆さんの意見を反映するべく会議を開いていただきました。町長が1人で決めたみたいな話もどこかにあるような話も聞いていますけれども、そんなことはなくて、これは多くの町民の方に参加していただいているというふうに思っていますし、これからも透明性の高い行政運営には努めていきたいと思っております。

大変ありがとうございます。

○中川健治議長 これをもちまして、一般質問を終結します。

---

#### ◎散会の宣告

○中川健治議長 以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。あす8日から15日までの8日間は、議案調査及び各常任委員会開催のため、本会議を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 異議なしと認めます。

よって、あす8日から15日までの8日間は休会とすることに決定しました。

来る16日は午前10時から会議を開き、平成19年度各会計の予算について審議を行います。

本日はこれにて散会します。

大変にお疲れさまでした。

〔午後 2時32分 散会〕